

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(夜間対応型訪問介護)【令和6年(2024年)4月1日改定分】

1 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項目	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 【新設】	<p>*令和6年4月中の適用はありませんが、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、4月1日から以下の基準を満たせるように整備してください。</p> <p>(虐待の防止)【準用】*国の基準(参考) 第三条の三十八の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
認知症専門ケア加算 【要件変更】	<p><input type="checkbox"/>認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12)</p> <p><input type="checkbox"/>認知症介護実践リーダー研修修了証の写し</p> <p><input type="checkbox"/>認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)</p>

2 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号)

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。